

## 市民参画推進に関する市民会議（5年度 第2回）会議概要

### （日程・場所・出席者）

- （日 程） 令和6年2月7日（水）15:00～16:00
- （場 所） 東部保健センター講堂
- （出席者） 委員13名
- （事務局） 市民協働課

### （会議の次第・配付資料）

#### 【会次第】

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長及び副会長選出
4. 鹿児島市市民参画推進に関する市民会議の概要について
5. 協議
  - (1) 5年度の市民参画手続の実施状況
  - (2) 6年度の市民参画手続の実施予定
  - (3) パブリックコメント実施期間の変更について
6. その他
  - (1) 前回の市民会議で出された主な意見に対する対応
  - (2) 今後のスケジュール
7. 閉会

#### 【配付資料】

- 資料1 市民参画推進に関する市民会議委員名簿
- 資料2 鹿児島市市民参画推進に関する市民会議について
- 資料3 5年度市民参画手続実施状況一覧表
- 資料4 6年度市民参画手続実施予定一覧表
- 資料5 パブリックコメント実施期間の変更について
- 資料6 過去の市民会議で出された主な意見に対する対応状況
- 資料7 今後のスケジュール

## 委員の意見・質疑等

### 【5年度の市民参画手続の実施状況】

1	<p>(委員) 資料内に条例の注釈があったり、動画やパワーポイントを用いて事例を紹介したり、市民に分かりやすい内容とした点は評価できる。</p> <p>(事務局) 今まで委員の方からいただいた意見を反映させながら資料を作成し、有意義な会議となるよう努めている。 今後も引き続きご意見をいただきたい。</p>
2	<p>(委員) これまでの市民参画手続の実施状況一覧がないが、どうしてか、第1回会議において、意見の反映数の欄を設けていただくよう意見したところである。</p> <p>(事務局) 当該資料については、第1回会議にて前年度までの実施状況を取りまとめた上で資料として出しており、中間報告である第2回会議時は作成していないところである。 意見の反映数の提示については、次年度資料作成時に検討する。</p> <p>(会長) 参考資料として第1回会議時資料の前年度までの総括表を添付してはどうか。</p>

## 委員の意見・質疑等

3	<p>(委員) 当事者が意見を反映したいという気持ちがパブリックコメント意見数の多さにつながっていると感じた。パブリックコメントにおいて、市民に当事者意識を持ってもらうことが肝要である。今後も市民に対して丁寧な働きかけをしてほしい。</p> <p>(事務局) 「鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特例に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(仮称)」(以下「手話言語条例」という。)や「第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」においては、関係団体や施設に幅広くパブリックコメント意見募集の供覧を行ったことや、手話言語条例については手話動画のホームページでの公開など当事者に働きかけたことが大きいと考えており、今後も周知方法等工夫していきたい。</p>
4	<p>(会長) 手話言語条例等の手話動画の掲載等や「まちなか夜間景観形成事業」のワークショップなどユニークな試みがあり、評価できる。</p>

## 委員の意見・質疑等

### 【6年度の市民参画手続の実施予定】

1

(会長)

令和6年度の市民参画手続の実施予定は、5年度と比べて実施予定数が少ないという理解でよいか。

(事務局)

5年度より少ないが、今年度も年度途中で増えたため、来年度も増える可能性がある。

### 【パブリックコメント実施期間の変更について】

1

(委員)

パブリックコメント実施期間の変更(案)については、非常によい試みであり賛成である。  
その他、次年度の予定をHPや市民のひろばに掲載するなど、市民に広くパブリックコメントを予告してはどうか。

(事務局)

HPに記掲載はしているが、実施時期について年度のみの記事が多くなっている状況である。また、市民のひろばについては、例年パブコメが多くなる1月に制度の周知記事を掲載しているところである。

(会長)

すでにHP等に掲載する試みを行っているのであれば、より市民が見やすいものにする工夫が必要である。

## 委員の意見・質疑等

2	<p>(会長) 実施期間が変更された場合、どれほど意見が増加するか、今後、当会議でも見守りたい。</p>
3	<p>(委員) 意見数の増加の面で考えれば、市立病院モニターやまちかどコメンテーター等の市政に関心を持っていると思われる層に対して、パブリックコメントの周知を行う方法も考えられるのではないか。</p> <p>(委員) 今までも同じような意見が出ているが、特定の層に「周知」を図ることは、前提条件である「機会の平等」を損なうものでないとするため、濃いゾーンへの周知は有用でないか。</p> <p>(会長) 濃いゾーンへの周知という視点での良い意見である。今のご意見について整理の上、次回、事務局から回答願いたい。</p>
<b>【その他】</b>	
1	<p>(委員) 市民参画手続は市側から市民に働きかけ、意見を募るものであるが、逆に市民側から市に働きかけて施策について意見を述べるルートはあるのか。</p> <p>(事務局) 個人として声をあげる方法としては「わたしの提言」、特定のテーマについては「市政出前トーク」で担当課が直接市民と意見交換する機会がある。</p> <p>(委員) 各種団体組織と市が意見交換をする機会はずでにあると思われる。地域で開催される「市長と語る会」も機会の一つと思われる。</p>